

## 令和7年度 第16回行政会議 会議録

日 時	令和8年3月2日(月)午前 10 時～
場 所	行政会議室
出席者	別添「令和7年度第16回行政会議名簿」のとおり

挨拶	瀬野市長
内 容	<p>2月定例会が2月19日から始まっている。20日の本会議では、新年度当初予算案を提出するとともに、私の思いの一端を市政運営方針として表明させていただいた。先週、代表質問の通告があり、市政運営方針に対して多くの質問をいただいている。明日には、答弁調整会議を行うが、今回は代表質問であり、私(又は教育長、水道事業管理者等)が答弁することになる。各部局においては、代表質問であるということをしっかりと踏まえ、答弁案を作成してもらいたい。</p>

### 【2月市議会定例会 提出予定案件】

#### <補正予算(令和7年度予算分)>

案 件	令和7年度守口市一般会計補正予算(第16号)
説明者	林企画財政部長(兼)財政課長事務取扱
提出資料	有
内 容	<p>消防団運営事業について、今年度の消防団員の退職に伴い、報償金に不足が生じる見込となったことから追加するもの。補正前後の歳入歳出予算の総額は資料記載のとおり。</p> <p>次に、繰越明許費の補正について、空き家等対策事業として、現在実施している、所有者不明土地建物管理命令申立について、現在、大阪地方裁判所への申立を行うなど、事務を進めているところであるが、年度内に完了しない見込であることから、繰越明許費を設定するもの。</p>

#### <補正予算(令和8年度予算分)>

案 件	令和8年度守口市一般会計補正予算(第1号)
説明者	林企画財政部長(兼)財政課長事務取扱
提出資料	有
内 容	<p>生活保護事業は、生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決に伴い、平成25年8月以降の期間において保護費を受給していた世帯を対象に、追加支給を行う必要が生じたことから、扶助費、システム改修及び申請受付対応等業務委託に係る費用を追加するもの。なお、財源は資料記載のとおり。</p> <p>次に、八雲中学校区義務教育学校建設工事は、工事監理費に加え、再積算により算出された工事費を追加するもの。なお、現在、各年度の年割額及びこれに係る国庫負担金等を調整していることから、積算中としている。</p>

	<p>最後に、継続費、債務負担行為及び地方債の補正については、八雲中学校区義務教育学校建設工事に関するもの。</p> <p>なお、現時点において、今後、補正予算措置を予定している案件が3件ある。これらは前回の行政会議でも説明した項目と重複しているが、改めて報告する。</p> <p>1点目は、現在実施中の0歳から高校3年生までのこども1人当たり2万円を支給する「物価高対応子育て応援手当事業」について、国の予算措置に連動した繰越明許費及び追加経費の予算措置を行うもの。</p> <p>2点目は、令和8年度から障がいサービス事業所への報酬単価が改定されることから、これに係るシステム改修が必要となるが、現在、国からシステム改修に関する仕様が示されていないことから、国からの情報を待って予算措置を行うもの。</p> <p>3点目は、令和7年度に中学校での体育の授業中に発生した緊急搬送案件に対して、見舞金の請求を行い、現在、審査結果を待っているところ。年度内に間に合えば予算措置を行い、執行予定。</p>
質 疑 等	<p>(尾崎水道局長)</p> <p>八雲中学校区義務教育学校の工事費等は、今回約 118 億円だが、元々は何億だったか。</p> <p>(林企画財政部長)</p> <p>約 89 億円。</p>

**【案件】**

案 件	情報セキュリティインシデントへの対応強化について
説 明 者	林企画財政部長(兼)財政課長事務取扱
提出資料	有
内 容	<p>昨今、民間事業者を標的としたサイバー攻撃による被害が多発しており、行政機関も標的となる可能性がある。加えて、本市においても情報漏えい事件が発生している現状も踏まえ、情報セキュリティインシデントによる影響を最小限に抑え、迅速に復旧することを目的として、組織体制、いわゆるシーサートを構築する。</p> <p>体制及び手順の概要については、これまでの運用を踏まえつつ、迅速な対応、事案の集約、再発防止策を共有することを目的に、行財政改革・DX 推進課に報告窓口を集約化する。そのため、情報セキュリティインシデントの発生や発生への恐れがある場合には、まず行財政改革・DX 推進課へ連絡することを徹底していただきたい。</p> <p>シーサート、すなわち組織体制については、まず本市における情報セキュリティ体制の最高責任者は市長。シーサートは資料の赤線で囲った部分に示すとおり、企画財政部長が責任者として体制をとりまとめ、情報セキュリティインシデントに対応していく中で、その中心的な役割を担うのは、情報システムを所管する</p>

	<p>行財政改革・DX 推進課となる。インシデント発生時には、情報セキュリティインシデント発生部署の実務対応を補助し、庁内の調整役を担う。詳細については、シーサート設置運用規程に規定している。</p> <p>対応フローについて、情報セキュリティインシデント発生時には、まず窓口である行財政改革・DX 推進課へ報告いただく。報告を受けた行財政改革・DX 推進課において、フローチャートに従い、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 情報セキュリティインシデントに当たるかどうか、</li> <li>② 事務ミスが原因であるかどうか、</li> <li>③ どの程度の影響があるか</li> </ol> <p>の3つの観点で資料右側に記載の内容を踏まえ、切分けを行う。</p> <p>なお、②に該当する場合は、情報システム等に関する専門知識は必要ないと考えられるため、インシデント発生部署で対応する。詳細は情報セキュリティインシデント対応手順書にも規定。</p> <p>最後に、今後も継続的にインシデント対応訓練及び意識啓発を実施予定。今年度のインシデント対応訓練については、本日の報告内容を含めて実施予定であり、直近では3月4日 13 時半からの実施予定であり、事前に庁内周知を行っている。</p>
<p>質 疑 等</p>	<p>(増田健康福祉部長) 今日からこの体制か。 (林企画財政部長) そのとおり。</p>

## 【報告】

<p>案 件</p>	<p>守口市カスタマーハラスメントに対する基本方針について</p>
<p>説 明 者</p>	<p>西岡総務部長</p>
<p>提 出 資 料</p>	<p>有</p>
<p>内 容</p>	<p>本基本方針は、厚生労働大臣が定める「職場におけるカスタマーハラスメントに関して、雇用管理上講ずべき措置等に関する指針の素案」に基づいて策定している。不当要求を含むカスハラに対して、今後様々な対応を行う予定であり、カスハラには毅然とした対応態度で組織的に対応することが必要。</p> <p>カスハラの実態については、改正労働施策総合推進法の規定に基づき定められている。判断の目安については、相談内容等が社会通念上許容される範囲かどうかや、手段や様態が社会通念に照らして相当な範囲かどうかをもって判断する。</p> <p>また、カスハラには組織として対応することとし、録音機器の活用、警告に従わない場合の対応、継続的に執拗な言動が続く場合には、20 分を目安として対応を中止する旨を明記している。なお、ここでの 20 分とは、カスハラ行為が発生してから 20 分経過後を意味するため、注意が必要。</p>

	<p>最後に、カスハラ対策として、今後の体制整備をはじめ、不当要求行為対応マニュアルの改訂、研修、市民への周知や啓発ポスターの掲示、電話の通話録音機能の導入等を検討している。現・不当要求対応マニュアルについては、来年度前半に改訂し、速やかに職員等に周知する予定。</p> <p>また、アンケート結果についても報告する。</p> <p>「過去3年間にカスハラを受けたことがあるか」という質問に対し、市全体で33.2%、職員・委託事業者も同程度の割合で、3人に1人がカスハラを受けていると回答しており、比較的多いと考えている。</p> <p>カスハラを受けたきっかけとしては、「相手方の不満のはけ口、嫌がらせ」、「相手方による制度への理解不足」等が多く、相手方に起因する要因が回答として多く寄せられている。また、受けたカスハラ内容としては、「威圧的な言動」、「継続的な執拗な言動」、「精神的な攻撃」が多く見られた。</p> <p>また、「カスハラを受けた際の1回当たりの対応時間」については、30分以上対応したケースが半分以上を占めており、また、「カスハラを受けた際にとった体制」については、7割以上が1人で対応したと回答している。</p> <p>「カスハラへの対応の際、本市作成の『不当要求行為対応マニュアル』が活用できたか。」については、7割以上が活用できなかつたと回答しており、現行マニュアルは実態に即しておらず、改訂が必要であることが分かった。</p> <p>カスハラ事例に関しては、多くの事例や意見が寄せられた。アンケートは、現場の生の声を拾い上げることを目的の1つとして実施しており、回答者や相手方を特定できる内容や重複内容は修正し、可能な限り多くの回答を掲載する予定としている。今後はマニュアル改訂や研修を通じて対応していく予定。</p>
--	--

案 件	守口市市民保健センターの空調設備の改修について
説 明 者	増田健康福祉部長
提出資料	有
内 容	<p>現在、市民保健センターにおいて、空調設備の改修工事が開始されており、2月21日から順次着手し、5月末完成の予定で進めている。工事期間中は、基本的に健康推進課、あえる、市民保健センターに入居の各団体を含め、それぞれの事業を優先しつつ工事を進めるが、資料記載のとおり、フロアごとに一定の利用制限が生じる。</p> <p>また、資料記載のとおり、工事期間中は空調を停止しており、地下駐車場も利用できない日程が4月に3日間ある。なお、この日程は既に市ホームページに掲載中。今後、広報4月号にも掲載予定であり、市民利用に特に影響が大きい日程を中心に、市のLINEでも発信予定。利用制限期間などに変更が生じる場合は、市ホームページを随時更新していく。照明器具の改修(LED化)は、空調設備の改修工事完了後、6月以降に順次着手する予定。</p>

質 疑 等	(平田こども部長) 立ち入り不可の期間は、該当する所管を含め調整した上での日程でよいか。 (増田健康福祉部長) そのとおり。
-------	---

案 件	パブリックコメントの実施について
説 明 者	宇都宮環境下水道部長(兼)環境下水道部下水道課長事務取扱
提出資料	有
内 容	<p>パブリックコメントについて、2点報告する。</p> <p>1点目は、守口市一般廃棄物処理基本計画。廃棄物処理法に基づき策定が義務付けられており、家庭ごみ等の処理に関する長期的かつ基本的な方針である。前回の改訂は平成29年で計画期間は10年であるため、令和8年度が改訂時期であるが、現在加入している大阪広域環境施設組合の基本計画に合わせるため、1年前倒しで策定している。</p> <p>2点目は、守口市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)。昨年2月にもりぐちゼロカーボンシティ宣言を行い、市民・事業者・行政が一丸となって協働し、気候変動対策に取り組むことで、令和32年までに市内の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことを表明している。脱炭素社会の実現に向けた取組を推進することを目的として本計画を策定するに伴い、守口市地球温暖化対策実行計画協議会での議論を経て答申を受けたもの。</p> <p>以上、2点についてパブリックコメントを実施する。募集期間や設置場所、今後のスケジュールは資料記載のとおり。</p>

### 【その他】

そ の 他	行政会議議事録に係る部長会議の内容の報告について
説 明 者	林企画財政部長(兼)財政課長事務取扱
提出資料	有
内 容	<p>去る2月25日に開催した部長会議における内容報告及び今後の対応について説明する。</p> <p>まず、この部長会議は、2月20日に公表した昨年10月24日開催の第9回行政会議議事録について説明するために開催したもの。私から、公表した行政会議議事録が情報公開条例上の非公開情報を念頭に作成したものであること、また、企画財政部として作成した要点筆記の議事録案を基に、市長に報告・相談の上決定した内容であることについて説明。各部長からの主な意見は3点。</p> <p>(意見①) 全文議事録と公表した議事録との差異について、非公開情報の適用条項など理由を明確に示してほしい。</p> <p>(意見②) 当該適用条項等を事前に法制文書課に確認した上で、議事録を作成したか。</p>

	<p>(意見③) 発言者の発言趣旨を損なわないように要約すべきではないか。等様々な意見をいただいた。これらの意見を踏まえ、部長会議後に、議事録の差異理由を示した資料を共有した。</p> <p>次に、今後の対応について説明する。</p> <p>まず、現在、法制文書課に依頼し、未定稿の全文議事録について、非公開情報にあたるかどうかチェックしてもらっているところ。その結果を基に、非公開情報を除いた議事録を、発言者の発言趣旨を損なわない程度に要点筆記し、変更しようと考えている。ついては、法制文書課からの回答があり次第、再度議事録を修正し、差替版として公表しようと考えている。</p>
<p>質 疑 等</p>	<p>(尾崎水道局長)</p> <p>部長会議でも申し上げたが、あえてもう一度、今の説明を受けて発言させていただく。なぜ4か月間もかけて、今になって法制文書課の確認を受けるのか。これは極めて不適切だと思っている。</p> <p>当時、色々議論になった際に、私の発言が全てではないことは承知しているが、情報公開条例を勘案して対応するという話だったと思う。その際に、法制文書課に確認しておけば済んだ話ではなかったのか。なぜそこを怠ったのか、指摘しておきたい。</p> <p>また、この期間について、法制文書課に見てもらうにしても、企画財政部での判断が4か月もかかるのは異常ではないか。行政会議については、水道局に戻ってから、幹部会議等で随時報告しているが、議事録を4か月も公表しないというのは、私のこれまでの経験上もない。確認すると、第9回以降もいまだ公表していない。これは行政会議の運営方法として極めて問題。他の業務もある中で頑張っているという話で終わるが、なぜ4か月もかかるのか。</p> <p>(林企画財政部長)</p> <p>正直なところ、色々な議事録の要約の形を検討していたというのが実情。ご指摘のとおり、時間が経てば経つほど、公開できる情報についての考え方も変更が必要になってきたため、作業も複雑になっていった部分もあった。4か月経ってしまったことについては、私の調整不足であり、申し訳なく思っている。</p> <p>(尾崎水道局長)</p> <p>行政会議のメンバーとして意見させていただくなら、状況の変化はあるかもしれないが、この会議は任意で自由に集まっているものではなく、行政会議規程に基づく重要案件を扱う会議である。その議事録を4か月も公表しないというのは、作業的ではなく、組織として機能していないのではないかと感じてしまう。これは役所全体の話であり、職員もそのように思われると非常に困る。したがって、出さないのであれば出さない理由もきちんと示すべきであり、その点を強く懸念している。</p> <p>(上甲危機管理監)</p> <p>部長会議でも申し上げたが、今、市ホームページで公表している議事録や庁</p>

内掲示板に上がっている議事録は、このまま取り下げないのか。生煮えの状態  
で出しているのではないか。市民の知る権利を阻害していることにならないか。  
取り下げるべきではないか。

(林企画財政部長)

その点については、取り下げるのか、あるいは理由を記載した上で再度差し  
替えるのかも含め、整理しきれていない部分がある。現段階で何も言わずに取  
り下げることは理解を得にくいのではないかと考えている。

(上甲危機管理監)

それは大丈夫なのか。まだ意思決定していないものを公表しているということ  
ではないのか。先週の部長会議を踏まえ、非公開情報に該当するかどうか法制  
文書課の確認をしている段階で、整理できていないものを外に出してしまってい  
るのではないか。行政の手續として非常にまずいと思う。取り下げたらよいので  
はないか。

(林企画財政部長)

行政会議の議事録としては、きちんと庁内での手續を経た上で掲載しており、  
見切り発車で掲載したわけではない。ただ、今のご意見を踏まえ、改めて考えたい。

(瀬野市長)

今出ているものは、法制文書課の確認はできていないのか。

(林企画財政部長)

元々は、どういう趣旨で整理したらよいかというアドバイスを受けていた。

(瀬野市長)

ここでも議論があったが、基本的には全文を作成し、それは皆さんに配布して  
いた。ただし、部長止まりにしてほしいというお願いもしていた。その中で、情報  
公開条例に照らし、非公開情報に該当するものを一旦削った状態にすれば、公  
表する議事録として成立するのではないかという話があった。それに沿って法制  
文書課にも確認し、非公開情報に該当する部分は削除して公開するという方針  
であった。そこが詰め切れていなかったということか。

(林企画財政部長)

もちろん非公開情報の項目の説明などについては調整したが、あくまで議事  
録ということだったため、企画財政部の判断で案を作成したという経緯。

(上甲危機管理監)

今の説明のとおり、当初説明していた手續とは違う形で出してしまっている。  
それを見て、私達も驚いた。実際に内容も見たが、ほぼ隠蔽になっているのでは  
ないかと思う程である。重要な部分を出すか出さないかも含めて。

情報公開条例第7条第1号、第3号といった説明があったが、その整理ができ  
ていない中で出してしまっているのでは。私個人としても情報公開手續に関わっ  
たが、間違った行政処分をしてしまうと、後々非常に問題だと思う。

また、行政会議の一員として、自分の発言が知らない間に削除されて出されている。非公開情報と説明されているが、先日企画財政部が整理した資料の中には、「要点筆記である行政会議の議事要旨として記載する必要がない内容」として自分の発言も含まれていた。どのような判断でそうされたのか。

例えば、私の「支払先も同じ業者か。」という発言も削除されている。これのどこが問題なのか。このようなことをし始めると、まさに隠蔽という印象を受ける可能性が高い。もっと慎重に対応すべきであった。4か月もかかっているのに、なぜこのタイミングで生煮えの状態を出す必要があったのか、最も引っかかっているところ。

(瀬野市長)

時間が経つにつれ、並行して百条委員会も開かれ、そこでの発言が公になってきたことから、その時点で公開できる情報もあるのではないかと議論もあった。改めて法制文書課に確認しているので、速やかに整理して公表したい。この場ではその点をご理解いただきたい。

(助川議会事務局長)

事務のあり方として非常に問題があると思っている。会議録をなぜ公開するのかというと、市民への透明性の確保や監視機能の強化のためであり、オープンにすることが非常に重要である。その中で、今回の背景として百条委員会で議論されるような内容がある。先程も話があったとおり、議論したことを隠しているような実態がある。基本的に会議は公開が原則である。その中で、法制文書課の確認を取るというプロセスが示されていたにも関わらず、確認せずに4か月経って公表している。部長会議の指摘を受けて対応するとのことだが、これは単に修正の問題ではなく、信用失墜行為ではないかと私は思う。

10月に行われた会議で、百条委員会に関わる大事な部分が全て消されている。百条委員会で扱われるようなセンシティブな内容であり、市長も利害関係者となる恐れがある。市長にも了承を得たということだが。事務の進め方や背景を踏まえると、本件は百条委員会という極めて重い委員会の中での発言であるにも関わらず、これを長期間公表せず、また理由もなく、法制文書課のチェックも受けずに処理されていたということは、企画財政部において公開を避けた、あるいは自らにとって都合の悪い事案を公表しないために行っていたのではないかと考えざるを得ない。

本来は公開原則、情報公開条例に照らし合わせて出す、それだけで済む話である。出さないと判断した経緯については、市職員の事務の問題。この点は総務部としても問題視すべき。1人の職員が百条委員会に上がっている内容である。私が感じるころでは、企画財政部内で不都合な内容を考慮したのではないかと。議会事務局からも早期提出を求めている。市民がこれを見た場合に、単に「忙しかった」、「悩んでいた」という説明で片付けるべきではないと考える。内部で自助努力としてチェックをすべきと考える。

	<p>(上甲危機管理監)</p> <p>正直、自分達の事務のミスや対応のまずさを全部消しにしているのではないかと感じる。最終的に事実が出たときに、自分らの間違えていたことを隠しにいったとなれば、後々大問題になる。なぜこのタイミングで、4か月もかかっており、しかも法制文書課への確認もせずに出す必要があったのか、非常に不信感が大きい。</p> <p>(瀬野市長)</p> <p>百条委員会はこの10月24日の会議の後の話であり、その場の議論はその前のもの。議事録を出すことには公開義務がある一方で、特定の個人を識別できる情報については保護する必要がある、そちらを優先したもの。都合の悪いものを隠したということではない。改めて、時期が経つことにより公開できる情報が出てきていることも事実であり、法制文書課に確認した上で速やかに整理するというようお願いしたい。</p> <p>(平田こども部長)</p> <p>会議の冒頭で、私の方から全文筆記という話をした上で、こういう経過になっていると考えている。今回の公表のタイミングについて、先日の部長会議でも、決算特別委員会に入ったタイミングとの話があった。その際、公表される内容については、内橋課長、林企画財政部長がたたき台を作成し、その上で市長の了承も得て公表したとの説明であったが、最終的に法制文書課の最終チェックが入っていない状態での市長了承だったという話である。</p> <p>今回の議事録について、時間の経過とともに内容を精査しなければならないこと自体が非常に不思議。第9回の議事録が整理できないが故に、それ以降の行政会議でも関連議論が続いており、第10回以降についても、いつまでもきちんとしたものが出せない状況が続く。第10回以降も同じことを繰り返せば、時間が経つばかりで、不信感が募る。したがって、この点は法制文書課としっかり協議し、公正公平な目を見た上で判断し、公表していただきたい。そうでなければ、第10回以降の議事録も同様に遅れていくことになる。</p>
--	--

そ の 他	—
説 明 者	増田健康福祉部長
提 出 資 料	無
内 容	<p>守口市新型インフルエンザ等対策行動計画(第2版)について、昨年11月25日の行政会議において、本計画の策定経緯や計画の概要、パブリックコメントを実施する旨を説明した。</p> <p>パブリックコメントの結果、1件、10項目の意見・質問をいただいた。これらについては、市の回答を付して市ホームページで公表している。なお、パブリックコメントを踏まえた計画案の変更はない。誤字・脱字などの最終確認を行い、成案化する運びであることを報告する。</p>

その他	—
説明者	平田こども部長
提出資料	無
内 容	人事異動が発令されるタイミングは、現時点でどのように考えているのか。
質 疑 等	<p>(西岡総務部長) 来週か再来週くらいを予定している。</p> <p>(平田こども部長) 日時は既に決めてあるのか。</p> <p>(西岡総務部長) 決めていない。</p> <p>(平田こども部長) 人事評価について、例年、人事異動の通知が出た後、もしくは直前に自身の評価を見ることができるが、人事評価に関する苦情等は翌年の4月30日までとされている。</p> <p>人事異動や昇任等も評価に影響することがあるが、自身の評価の公表をもう少し早めることは可能か。例えば、意見を述べたい場合、人事異動後では本人にとって間に合わない場合もある。公表のタイミングについて、今後も同じスケジュールでいくのか考えを教えてください。</p> <p>(西岡総務部長) 公表のタイミングについても同様と考えている。人事評価については最終的に上司の判断による部分があるため、異議がある場合は申し出てもらってからの対応となる。</p> <p>(平田こども部長) 最後に、我々は直接、一次評価や二次評価を行ったメンバーしか評価を見ることができない状況にある。最終評価者が課長や次長などである評価については、我々は全く見ることができない。自分達の部下や課員の評価を確認できる形となるよう、対応を検討していただきたい。</p> <p>(西岡総務部長) 所管職員全ての評価を見れるようにして欲しいということか。</p> <p>(平田こども部長) そのとおり。</p> <p>(西岡総務部長) 検討する。</p> <p>(上甲危機管理監) 人事異動発令について、再来週とおっしゃっていたが、いつも委員会の最終日が目途であったと思う。今年は遅れる可能性があるのか。</p> <p>(西岡総務部長) そこまで遅れることはない。</p>

その他	—
説明者	瀬野市長
提出資料	無
内容	<p>今月6日、9日に代表質問があり、各部局に答弁を作成していただいていると思う。多忙となるが、2月定例会を乗り切るため、健康管理に留意して業務にあたるようお願いする。</p>